

新宿区障害者計画

令和9年度

第4期新宿区障害児福祉計画 第8期新宿区障害福祉計画

令和9年度～令和11年度

(素案)



新宿区福祉部障害者福祉課



障害者計画とは

総合計画

実行計画

(第三次：R6～R9年度)

障害者のための施策に関する基本計画

- ✓ 福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなどの広範な施策分野にわたる計画
- ✓ 「障害児福祉計画」及び「障害福祉計画」の策定のタイミングに併せて、一部見直し

障害者計画

(H30～R9年度)

第4期障害児福祉計画
(R9～R11年度)

第8期障害福祉計画
(R9～R11年度)

※素案p.4

障害児福祉計画・障害福祉計画とは

総合計画

実行計画
(第三次：R6～R9年度)

サービス提供を計画的に推進するための計画

- ✓ 具体的な成果目標を設定
- ✓ 必要なサービス量の見込と確保の方策

障害者計画
(H30～R9年度)

第4期障害児福祉計画
(R9～R11年度)

第8期障害福祉計画
(R9～R11年度)

※素案p.4

障害者計画の体系

基本理念

- ◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
- ◇ バリアフリー社会の実現
- ◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

- I 安心して地域生活が送れるための支援
- II ライフステージに応じた成長と自立への支援
- III 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

9つの個別目標

17の基本施策

42の個別施策

※素案p.59

本計画における主な見直し等の内容

障害者計画の修正 (今後の検討事項)

- 障害福祉サービスの人材確保
- 強度行動障害の状況にある方への支援体制の整備
- 医療的ケア児等及び重症心身障害者等への支援

新しい法律関係の 趣旨を記載

- 「医療的ケア児支援法」の改正
- 「民法等の一部を改正する法律」（成年後見制度の見直し等）など



新しい成果目標の 設定等

- 障害児福祉計画・障害福祉計画の新たな成果目標



- 新宿区における利用者負担の軽減措置の継続（令和11年度末まで）

本計画における主な見直し内容（障害者計画の修正）

・以下の3点について、今後の検討事項として「障害者計画」に記載

障害福祉サービスの人材確保について

人材確保に対して課題を抱える事業者の支援に繋がるよう、幅広い視点で施策を検討していく旨を記載しました。

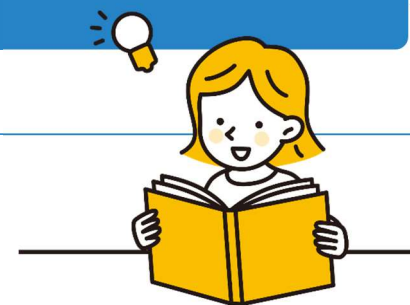
強度行動障害の状況にある方への支援体制の整備

以下の3点について、本文中に記載しました。

- ・支援者への研修の実施
- ・困難事例を関係機関で共有する仕組みづくり
- ・当事者とその家族を対象とした支援について

医療的ケア児等及び重症心身障害者等への支援

※法改正への対応のため、次のスライドでご説明します。



※素案p.80、p.83、p.99

本計画における主な見直し内容（新しい法律関係）

「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」（令和9年4月施行）

「医療的ケア児支援法」が改正され、法の支援対象に**重症心身障害者が追加**されると共に、**支援施策の充実等を図る**ことが記されました。

※本改正を踏まえた必要な措置については、施行後3年を目途として講じることとされています。

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対して必要な支援については、今後検討していきます。

成年後見制度の見直し等「民法等の一部を改正する法律」等（令和8年6月公布）

後見及び保佐を廃止し**補助に一元化**、制度を利用する必要がなくなったときに**終了することを可能**とする、本人にとって**必要な範囲での制度利用を可能**とすること等が規定されています。

※成年後見制度の見直しに係る改正については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

民法の改正に伴い、成年後見制度が大きく見直されることとなりますので、法の施行を見据えて国等の動向を注視していきます。

※素案p.99～100、p.123～124

障害児福祉計画・障害福祉計画の成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

目標5 地域生活支援の充実

目標6 相談支援体制の充実・強化等

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標 1 障害児支援の提供体制の整備等

※素案p.167～169

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- 子ども総合センター内児童発達支援センターが、**地域の障害児支援の中核的な支援機能を発揮**していきます。

障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

- 障害児に係る地域のインクルージョン推進のため、**子ども総合センター内児童発達支援センターが関係機関と連携**していきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保等

- 重度心身障害児を支援する**児童発達支援（５か所）**、**放課後等デイサービス（４か所）**が地域で活動し、多機関連携の輪に加わっています。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- **「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」**において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施するとともに、**医療的ケア児等コーディネーターを配置**し、医療的ケア児等への支援の総合的な調整を行っています。

障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

- 「依頼する相談支援事業所がない」という方に、**区が相談支援事業所を紹介**します。
- 障害児に対する**伴走的な相談支援体制に資する多機関連携**の取組を実施しています。

目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

- 令和7年度末時点の施設入所者のうち令和11年度末時点までに、**地域生活へ移行する人数**

11名以上

施設入所者数の削減に関する目標

- 令和7年度末の施設入所者数から令和11年度末の施設入所者数

令和7年度末の施設入所者総数188名を超えない



※素案p.170

目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

“自分らしく ころろつながるまち SHINJUKU”をスローガンに掲げ、
「新宿区精神保健福祉連絡協議会」等において、保健・医療・福祉の各分野
の関係者とともに、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進

心のサポーターに関する目標

- メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識と理解を持ち、身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う**心のサポーターの養成**を推進します。

住民のころろの状態の把握に関する目標

- K6という尺度を用いて、区民のころろの健康状態を定期的に把握していきます。

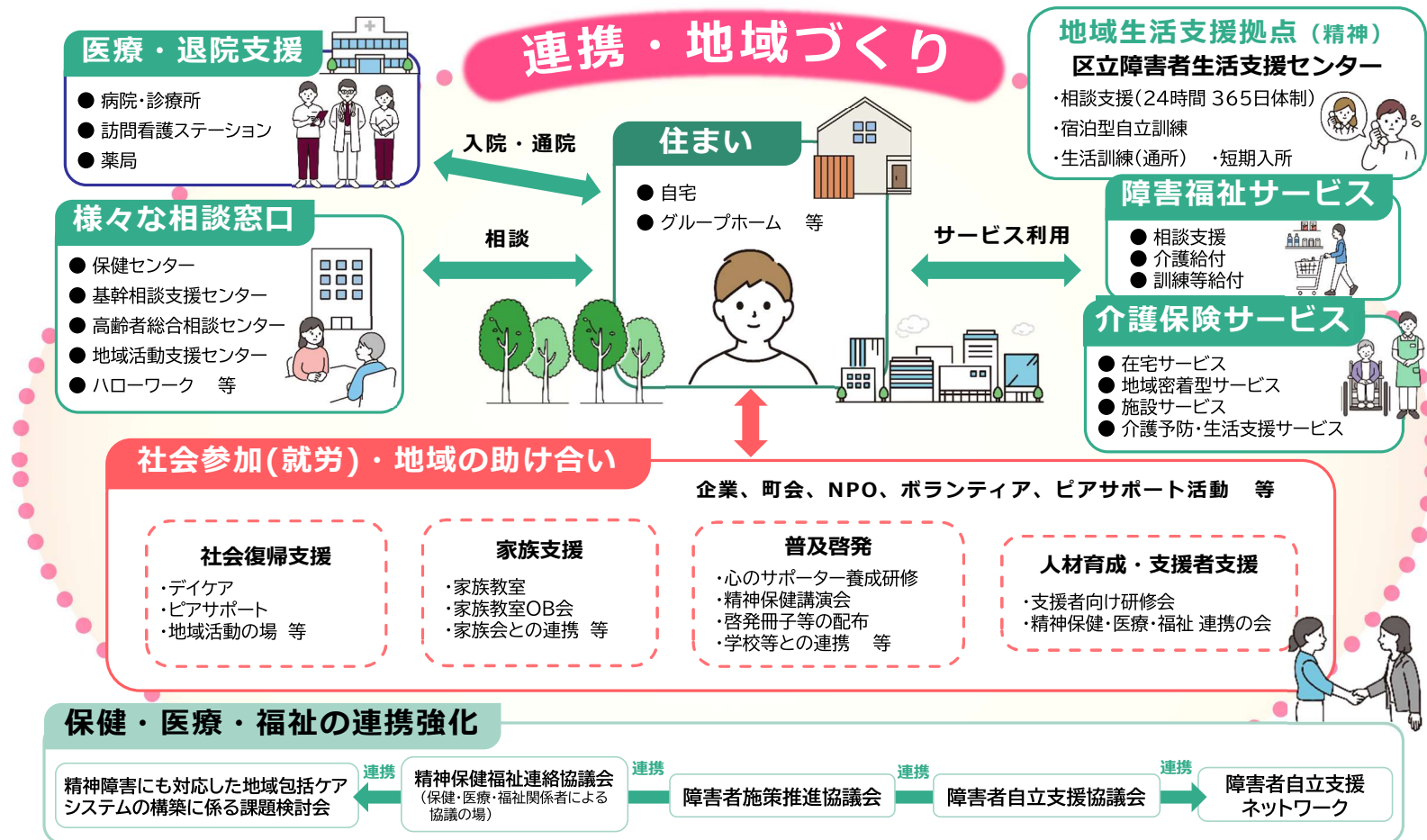


※素案p.171

新宿区における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）

自分らしく 心をつながるまち SHINJUKU

多様性あふれる新宿のまちで、精神障害の有無に関わらず、だれもが安心して暮らせる地域をめざします。



※素案p.172

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標

- 令和11年度までに区内の就労支援事業所等における一般就労者数

年間 **39** 名以上

- 令和11年度末の就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の移行者数

就労移行... **26** 名 A型... **2** 名 B型... **11** 名

- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

5 割以上

※素案p.173～175

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労後の定着支援に関する目標

- 令和11年度末の就労定着支援事業の利用者数

61名以上

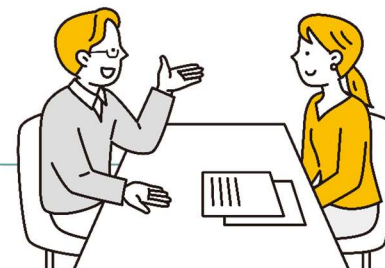
- 区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が7割以上の事業所

2割5分以上

就労選択支援事業所に関する目標

- 令和7年11月より、勤労者仕事支援センター内の「わーくすここ・から」において就労選択支援事業を実施
- 令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数

10名以上



※素案p.173～175

目標5 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援体制の機能充実のため、以下の取組を推進します。
 - ①**地域生活支援拠点コーディネーター**を配置し、**緊急床**の調整を行います。
 - ②**地域生活支援拠点連絡会**を実施し、各拠点の実務担当者間での連携を図っています。
 - ③**障害者自立支援協議会**において定期的に運用状況を確認し検討した上で、**障害者施策推進協議会**において検証することで推進していきます。
- ・**強度行動障害の状況にある方**に対して、基幹相談支援センターを中心として地域の関係機関が連携した支援体制を整備していきます。



※素案p.176

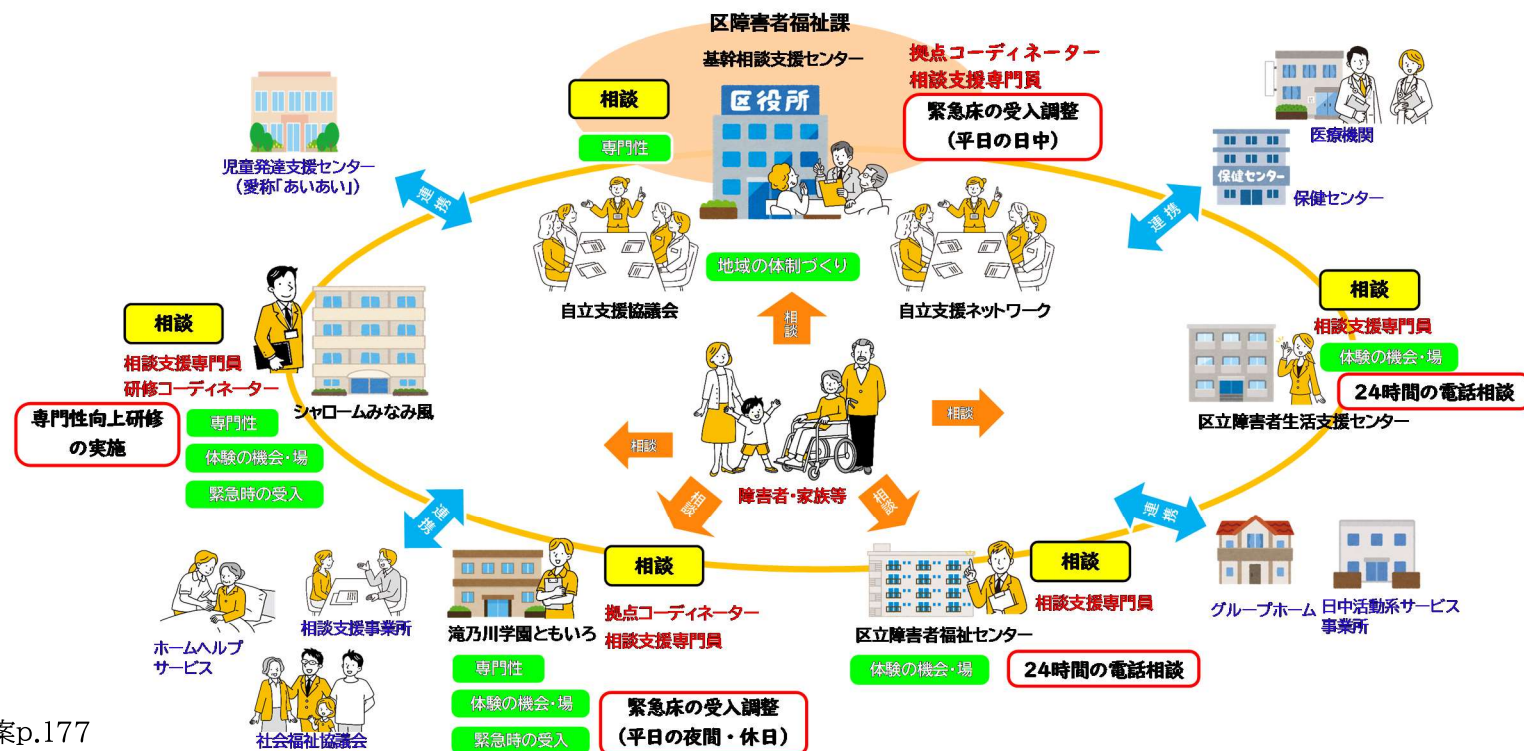
障害者の地域生活支援体制（イメージ図）

地域生活を支えるための5つの機能

- ①相談
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受け入れ・対応
- ④専門性（専門的な人材の確保・養成）
- ⑤地域の体制づくり

各拠点において、様々な事業を実施

- ・基幹相談支援センター（緊急床の受入調整 等）
- ・区立障害者福祉センター（24時間の電話相談 等）
- ・シャロームみなみ風（専門性向上研修の実施・緊急床の確保 等）
- ・滝乃川学園ともい（緊急床の受入調整・緊急床の確保 等）
- ・区立障害者生活支援センター（24時間の電話相談 等）



※素案p.177

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

- それぞれの専門性をもつ **4 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センター**による**地域生活支援拠点連絡会**を開催し、情報連携を行います。
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への事業所巡回訪問を実施し、**人材育成支援**を実施していきます。
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、**個別事例の検討**を通じて地域における障害者の課題について、自立支援協議会に諮っていきます。
- のぞまないセルフプランの解消に向けて、「依頼する相談支援事業所がない」という方に、**区が相談支援事業所を紹介**します。

4 か所の地域生活支援拠点



障害者福祉センター
(24時間の電話相談 等)



シャロームみなみ風
(専門性向上研修の実施
緊急床の確保 等)



障害者生活支援センター
(24時間の電話相談 等)



滝乃川学園ともいろ
(緊急床の受入調整
緊急床の確保 等)

※素案p.178

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 区内の障害福祉サービス事業所等の質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等への集団指導を通じて、**運営指導でよくある指摘事項の共有、請求事務における返戻等の防止策の周知**により、事業所の事務負担軽減を図るとともに、各種基準に則ったサービスの実施及び質の向上を目指します。



※素案p.179

新宿区における利用者負担の軽減措置の継続 (令和 1 1 年度末まで)

- ・ 主に以下の点について、令和 1 1 年度末まで軽減措置を継続します

障害福祉サービス等の定率負担を 1 0 %から 3 %に軽減

障害福祉サービス、補装具、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にします。

区立の通所施設における給食費の負担軽減

区立の通所施設における給食費の負担を370円とします。



※素案p.218

パブリック・コメントのお知らせ

実施期間	令和8年10月25日（日）から11月25日（水）まで
意見を提出できる方	① 新宿区内に在住・在勤・在学の方 ② 区内事業者及び団体 ③ 施策等の案に利害関係のある方
資料の 閲覧・公開	◆ 以下の場所で配布 障害者福祉課、保健予防課、保健センター、子ども総合センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、中央図書館・他区立図書館9館、障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、 <u>視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー</u> 、勤労者・仕事支援センター （下線の施設では素案要約版の点字版及び音声版を用意します） ◆ 新宿区ホームページ
意見の 提出方法	意見用紙等に必要な事項を記入の上、郵送・ファックス・窓口持参により、ご提出をお願いいたします。 （新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※計画の内容についてのお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

【担当】 新宿区 福祉部 障害者福祉課 福祉推進係
 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
 （電話） 03-5273-4516 （FAX） 03-3209-3441

皆さんからのご意見をお待ちしています。

